

(趣旨)

第1条 大野城太宰府環境施設組合における公印の種類、管守、使用、その他公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公印 公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(2) 新調 公印を新たに作製することをいう。

(3) 改刻 公印の事故、摩滅その他の理由により、当該公印と同じ刻字、寸法、形状で、これに代わる公印を作製することをいう。

(4) 廃棄 廃職、職名の変更、公印の改刻等により、公印の使用をとりやめることをいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、形状、寸法、書体、用途及び数量は、別表第1に定めるところによる。

(公印の取扱い)

第4条 公印の管守及び使用については、厳格かつ正確に行われるよう注意しなければならない。

(公印管守者)

第5条 公印は、組合長が指定するものを除き、すべて事務局長(以下「公印管守者」という。)が管守する。

2 公印を使用しようとする者は、決裁ずみの文書をそえて公印管守者の照合を受け、公印使用簿(様式第1号)に必要な事項を記入しなければならない。

(公印の持出禁止)

第6条 公印は、公印管守者の指定する場所以外に持ち出して使用することはできない。ただし、特に公印管守者が必要と認められた次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 文書の作成にあたり、複雑かつ急を要する場合で、公印を持ち出さねばその目的を達し得ないとき。

(2) 諸証明等同一の内容を有する文書で、部数が多量であるため、公印を持ち出さねばその目的を達し難いとき。

(公印の新調、改刻又は廃棄)

第7条 公印を新調、改刻又は廃棄しようとするときは、公印管守者が公印新調(改刻、廃棄)承認申請書(様式第2号)により、組合長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認をうけて、新調又は改刻した公印は、事務局に備付の公印台帳(様式第3号)に登録したのちでなければ使用することができない。

3 公印の廃棄の承認があったときは、公印台帳にその旨を記載しなければならない。

4 改刻及び廃棄により不用となった印は、不用となった日から5年間保存しなければならない。

(公印の刷込)

第8条 公印は、特に必要があるときは、これを刷り込むことができる。

2 前項の規定により公印を刷りこもうとするときは、理由を付して組合長の承認を受けなければならない。

3 公印を刷り込んだ印刷物は、台帳を備え付けてその授受を明らかにしておかななければならない。

(公印の事故)

第9条 公印管守者は、公印の盗難、紛失、偽造又は変造があったときは、直ちに公印事故届(様式第4号)を組合長に提出するとともに適宜の対応措置をとらなければならない。

附 則

この規則は、昭和53年3月15日から施行する。

附 則(昭和54年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年2月28日から適用する。

附 則(昭和57年規則第1号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、なお従前の例による。

附 則(平成27年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(寸法単位はミリメートル)

公印名	形状	寸法	書体	用途	数量
大野城太宰府環境施設組合長之印	正方形	縦横21	隸書	当該公印の使用が必要とされる公文書	1
大野城太宰府環境施設組合議会議長之印	正方形	縦横24	隸書	当該公印の使用が必要とされる公文書	1
大野城太宰府環境施設組合議会運営委員会委員長之印	正方形	縦横21	隸書	当該公印の使用が必要とされる公文書	1

次のとおり公印を新調(改刻、廃棄)したいので承認願います。

1 公印名	
2 形状、寸法、書体	
3 用途	
4 理由	
5 使用(廃棄)期日	

様式第3号(第7条関係)

公印台帳

公印名				
登録日	年 月 日	形状		
使用開始	年 月 日	寸法		
廃棄	期日	年 月 日	書体	
	理由		用途	
印影			公印管守者	
			備考	

様式第4号(第9条関係)

公印事故届

年 月 日

大野城太宰府環境施設組合長 殿

公印管守者 氏名

印

次のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

1 公印名	
2 形状	
3 寸法	

4 書体	
5 用途	
6 事故の発生日	
7 事故の内容	
8 対応処置の内容	
9 その他必要事項	